

登米市郵便等入札実施要領

令和6年3月13日

告示第40号

登米市郵便等入札実施要領（平成20年登米市告示第119号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この要領は、入札参加者の負担軽減、入札・契約事務の効率化及び不正行為の防止を図るため、郵便又は窓口持参による入札（以下「郵便等入札」という。）を実施することについて、登米市契約規則（平成17年登米市規則第41号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（郵便等入札の実施対象）

第2条 郵便等入札の対象は、入札の公告又は通知（以下「公告等」という。）において、入札の方法を郵便等入札に指定したものとする。

（入札の公告及び通知）

第3条 一般競争入札を郵便等入札により行うときは、規則第5条に定める事項のほか、次に掲げる事項を公告するものとする。

- (1) 入札書（公告等により指定された添付書類がある場合は当該添付書類を含む。以下同じ。）の提出方法
- (2) 入札書の提出期限
- (3) 入札書の提出先

2 指名競争入札を郵便等入札により行うときは、規則第20条第2項に定める事項のほか、入札の通知に前項各号に掲げる事項を記載しなければならない。

（入札書の提出等）

第4条 入札書の提出に当たっては、次に掲げるところにより入札書の封かん等を行わなければならない。

- (1) 封筒を2通用い、1通に入札書を入れた上で封かんし、入札書を入れ封かんした封筒（以下「中封筒」という。）をもう1通の封筒に入れた上で封かんすること。
- (2) 中封筒の表に入札参加者名及び入札件名並びに開札日を表記すること。
- (3) 外封筒（中封筒を入れ封かんした封筒をいう。）の表に入札参加者名及び入札件名並びに開札日を中封筒同様に表記し、入札書在中の旨を朱書きすること。

2 前項の規定にかかわらず、窓口持参して入札書を提出する場合は、外封筒を用いないで提出することができる。

3 入札書の提出は、次の各号に掲げるいずれかの方法により、公告等で指定する提出期限（以下「提出期限」という。）までに提出先に到達するように行わなければならない。

- (1) 一般書留又は簡易書留郵便のいずれかにより郵送する方法

(2) 提出先の窓口を持参する方法

- 4 提出期限を過ぎて到達した入札書は、受理しないものとする。
- 5 入札書の到達の確認の問い合わせについては、一切応じないものとする。
- 6 入札書の提出に係る費用については、全て入札参加者の負担とする。

(入札の辞退)

第5条 入札参加者が、指名競争入札を辞退しようとするときは、入札の通知に記載のある方法により、入札辞退届を提出しなければならない。ただし、入札書の提出後は入札を辞退することができない。

(入札書の保管等)

第6条 入札執行者は、入札書が提出されたときは、入札執行に必要な時期まで確実な方法で当該入札書を保管しなければならない。

- 2 提出された入札書は、書換え、引換え又は撤回をすることができない。

(開札の執行)

第7条 開札は、公告等で指定した日時及び場所において行う。

- 2 入札執行者は、開札への立会いは当該入札の入札参加者のみ認めるものとし、代理人を開札に立ち合わせるときは、委任状を提出させなければならない。
- 3 入札執行者は、開札の立会人がいない場合は、当該入札の事務に関係のない職員を立ち合わせるものとする。

(くじによる落札者の決定)

第8条 開札の結果、落札となるべき同価入札をしたものが2人以上あるときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める方法でくじにより順位を定めるものとする。

- (1) 落札となるべき同価入札をした者の全員が開札時に立会いを行っている場合
落札となるべき同価入札をした者にその場でくじを引かせる。
- (2) 落札となるべき同価入札をした者で開札時に立会いを行っていない者がいる場合
立会いを行っていない者の代理として、当該入札の事務に関係のない職員にくじを引かせる。

(入札の無効)

第9条 規則第16条に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 第4条第3項各号に規定する方法以外の方法で提出された入札
- (2) 提出期限を過ぎて到達した入札
- (3) 公告等で指定する書類が同封されていない入札
- (4) 入札書に記載された案件と中封筒に記載された案件が相違する入札

(入札執行回数)

第10条 入札執行回数は、公告等で指定する回数によるものとする。

(入札結果の公表)

第11条 入札執行者は、当該入札の開札結果について、登米市ホームページに掲載し、公表するものとする。

(委任)

第12条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。